

富山市指定給水装置工事事業者 指定停止のお知らせ

水道法第25条の11第1項第1号及び富山市指定給水装置工事事業者規程第3条の2の規定により、下記の指定給水装置工事事業者の指定を停止します。

指定給水装置工事事業者名	株式会社シンコー設備
代表者名	吉田 香太郎
住所または所在地	滑川市四屋新1050番地2
指定停止理由	給水装置工事を無届で施工したため。
指定停止期間	令和5年12月1日～令和6年5月31日 (6か月間)